

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月11日
【四半期会計期間】	第142期第2四半期（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）
【会社名】	株式会社小松製作所
【英訳名】	KOMATSU LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野路 國夫
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目3番6号
【電話番号】	03（5561）2604
【事務連絡者氏名】	管理部長 松尾 弘信
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目3番6号
【電話番号】	03（5561）2604
【事務連絡者氏名】	管理部長 松尾 弘信
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第141期 第2四半期連結 累計期間	第142期 第2四半期連結 累計期間	第141期 第2四半期連結 会計期間	第142期 第2四半期連結 会計期間	第141期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(注)3. (百万円)	645,963	859,763	325,535	412,623	1,431,564
税引前四半期(当期)純利益 (注)4. (百万円)	18,452	100,111	9,724	50,007	64,979
当社株主に帰属する四半期(当期) 純利益 (百万円)	8,198	63,764	3,435	33,067	33,559
株主資本 (百万円)	-	-	801,832	842,977	833,975
純資産額 (百万円)	-	-	839,851	886,239	876,799
総資産額 (百万円)	-	-	1,911,793	1,922,505	1,959,055
1株当たり株主資本(注)5. (円)	-	-	828.30	871.06	861.51
1株当たり当社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(注)6. (円)	8.47	65.89	3.55	34.17	34.67
潜在株式調整後1株当たり当社株主に 帰属する四半期(当期)純利益金額 (円)	8.47	65.85	3.55	34.15	34.65
株主資本比率 (%)	-	-	41.9	43.8	42.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	87,454	102,828	-	-	182,161
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	45,087	35,532	-	-	72,967
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	38,244	54,274	-	-	116,363
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	-	-	91,687	90,647	82,429
従業員数 (人)	-	-	39,041	40,113	38,518

(注)1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 当社の連結財務諸表及び四半期連結財務諸表の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して表示している。

3. 売上高には、消費税等は含まれていない。

4. 当社の連結財務諸表及び四半期連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められている会計基準(米国会計基準)に準拠して作成しているため、本表では「経常利益」に替え、連結損益計算書上の「税引前四半期(当期)純利益」を記載している。

5. 期末発行済普通株式数により計算している。

6. 平均発行済普通株式数により計算している。

2【事業の内容】

当社の四半期連結財務諸表は、平成21年内閣府令第73号附則第6条に基づき、改正前の「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第93条の規定により、米国会計基準に準拠して作成しており、当該四半期連結財務諸表をもとに、関係会社については米国会計基準の定義に基づいて開示している。「第2 事業の状況」及び「第3 設備の状況」においても同様である。

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、「建設機械・車両」、「産業機械他」の2事業セグメントにわたって、製品の研究開発、生産、販売、サービスに至る幅広い事業活動を国内並びに海外で展開している。

当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）における、各事業セグメントに係る主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりである。

（建設機械・車両事業セグメント）

事業内容については、特に変更はない。

[主要な会社の異動]

新規連結：コマツオーストラリア㈱（新規設立会社）

（産業機械他事業セグメント）

事業内容については、特に変更はない。

[主要な会社の異動]

特に異動はない。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）において、コマツオーストラリア㈱を平成22年8月1日に新規設立した。新規設立した会社の名称を「コマツオーストラリア㈱」としたことから、当該会社に100%出資を行う既存の同名の連結子会社については、同日付で社名を「コマツオーストラリア㈱」から「コマツマーケティングサポートオーストラリア㈱」に変更した。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権に対する所有割合	関係内容
（連結子会社） コマツオーストラリア㈱	オーストラリア ノースライド	百万豪ドル 30	建設機械・車両	% (100.0) 100.0	建設・鉱山機械の販売、サービスをしている。

（注）1．主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載している。

2．議決権に対する所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数である。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	40,113 (5,830)
---------	----------------

（注）従業員数は就業人員である。また、臨時従業員数は、当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）の平均人員を（ ）外数で記載している。

（2）提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	8,187 (1,523)
---------	---------------

（注）従業員数は就業人員である。また、臨時従業員数は、当第2四半期会計期間（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）の平均人員を（ ）外数で記載している。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種の製品であっても、その容量、構造、形式等は必ずしも一様ではなく、また受注生産形態をとらない製品も多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていない。

このため生産、受注及び販売の状況については、「4. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて示している。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）において、新たに発生した事業等のリスクはない。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

3【経営上の重要な契約等】

当社は、オーストラリア並びにその周辺国において建設・鉱山機械の販売・サービスなどを行う代理店であるコマツオーストラリア(株)が担っている機能を、新車や部品の在庫管理、現地における新車組立・改造、リマニュファクチャリングなどの製造系機能と、顧客対応（販売・サービス）機能の二つに分け、そのうち顧客対応機能を担当する新会社を、平成22年8月1日付で設立した。

（設立会社の概要）

名称：コマツオーストラリア(株)（英文社名）Komatsu Australia Pty Ltd
事業内容：オセアニア地域における建設・鉱山機械の販売・サービス
資本金：30百万豪ドル
設立年月日：平成22年8月1日
出資比率：コマツマーケティングサポートオーストラリア(株)（注）の100%出資

（注）新設する孫会社の名称を「コマツオーストラリア(株)」としたことから、当該会社に100%出資を行う子会社については、同日付で社名を「コマツオーストラリア(株)」から「コマツマーケティングサポートオーストラリア(株)」に変更した。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当社グループは、本年4月より3ヵ年の中期経営計画「Global Teamwork for Tomorrow」をスタートし、製品・部品のICT（情報通信技術）化の推進、環境対応・安全性向上の商品開発、中国、アジア、中南米など「戦略市場」における販売・サービス体制の拡充、現場力の強化による継続的な改善の推進などを重点項目として活動を開始した。

本中期経営計画の初年度となる平成23年3月期の当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）においては、各国の継続的な景気刺激策の効果から、主に中国などの新興国経済が順調に回復した。建設・鉱山機械の需要は、「戦略市場」のみならず、「伝統市場」である日本、北米、欧州においても緩やかに回復をみせ、各地域で前第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）を上回り、また産業機械の需要も回復に向かった。この市場の伸びをとらえ、連結売上高は4,126億円（前第2四半期比26.8%増）となった。利益については、為替が米ドル、ユーロ、人民元に対し大幅に円高となったものの、売上げ数量が増加したことに加え、生産性の向上に努めた結果、営業利益は498億円（前第2四半期比332.9%増）、売上高営業利益率は前第2四半期に比べ8.6ポイント上回る12.1%、税引前四半期純利益は500億円（前第2四半期比414.3%増）、当社株主に帰属する四半期純利益は330億円（前第2四半期比862.6%増）と、それぞれ前第2四半期を大幅に上回った。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりである。

建設機械・車両事業セグメント

建設機械・車両事業セグメントでは、「戦略市場」の中長期的成長を見込み、生産能力の増強、販売・プロダクトサポート体制の強化などに引き続き注力するなか、需要は、アジア、中南米などで高い水準で推移するとともに、「伝統市場」である日本、北米、欧州においても緩やかに回復した。このグローバルな需要の回復を着実にとらえ、売上高は3,589億円（前第2四半期比25.7%増）、セグメント利益は480億円（前第2四半期比259.8%増）となった。

（以下、地域別売上高は対外部顧客向け売上高を表示している。）

日本では、政府による経済対策効果で公共投資が底堅く推移し、民間設備投資も堅調だったことから、需要は緩やかながら回復に向かった。特にレンタル向けを中心に需要が伸長し、売上高は629億円（前第2四半期比15.0%増）となった。日本国内の工場は、主に戦略市場での需要が好調に推移したことにより、エンジン、油圧機器など主要コンポーネントの生産を中心に工場の稼働率が上昇し、今後の需要の拡大を見込み、生産能力の増強を行った。

北米では、景気の本格的回復には至らず、住宅工事向けの需要は低調だったものの、建設機械の稼働率は徐々に上がり、レンタル会社の保有資産の適正化が進んだことなどから、需要は前第2四半期比で増加した。中南米では、チリの鉱山向け需要が大きく伸長し、また最大市場であるブラジルで鉱山・土木機械・農業など各分野で需要が引き続き好調に推移した。この市場回復に加え、中南米の鉱山向けに販売・プロダクトサポート活動を強化した結果、米州の売上高は920億円（前第2四半期比30.6%増）となった。

欧州・CISでは、当期に入り需要の下げ止まりを見せ始め、ドイツ、イギリスを中心に西欧で需要が緩やかに回復した。この市場回復に加え、販売代理店との連携により、プロダクトサポートの強化や部品の販売拡大などに努めた。CISにおいては、天然資源開発向けの鉱山機械を中心に需要が伸長した。この結果、欧州・CISの売上高は321億円（前第2四半期比20.1%増）となった。このような状況の中、本年6月に竣工したコマツロシア製造(有)では、豊富な天然資源開発を背景とした鉱山機械の中長期的需要を取り込むため、平成23年度下期に大型ダンプトラックHD785の生産を開始することを決定した。現地生産機種種の拡充により、物流コストや在庫の削減、プロダクトサポート体制の更なる充実につなげていく。

中国では、政府主導による都市化の推進やインフラ整備が継続したことにより、需要は引き続き増加し、売上高は543億円（前第2四半期比10.7%増）となった。また、露天掘りの鉱山開発が進む中、コマツアメリカ(株)で生産する超大型ダンプトラック930Eを44台を新たに受注するなど、鉱山向けの受注が好調に推移した。当社グループでは、今後の安定的な市場拡大を見込み、小松（常州）建機会社の工場移転、小松（山東）鑄鋼有限公司の稼働準備、大手鉱山向けの販売・サポートを行う小松（中国）鉱山設備有限公司の設立や、KCテクノセンターの開所に向けた準備など、生産、販売・プロダクトサポート両面での体制の拡充に注力した。

アジア・オセアニアでは、東南アジアの最大市場であるインドネシアで鉱山向けの需要が引き続き伸長するとともに、土木建設・農業・林業分野も堅調に推移し、インド、タイ、マレーシアでも需要が好調に推移した。また、オーストラリアでは鉱山向けの需要が引き続き堅調に推移した。これらの市場環境を背景として、特にアジアでの売上げが大きく伸長した結果、アジア・オセアニアの売上高は888億円（前第2四半期比41.2%増）となった。アジア地域においては、KOMTRAXを標準装備した建設機械の導入地域の拡大に注力し、またオーストラリアでは、代理店機能の更なる充実をねらい、本年8月にコマツオーストラリア(株)を分社化し、組織再編を進めるなど、販売・プロダクトサポート体制の強化に引き続き取り組んだ。

中近東・アフリカでは、景気が回復に向かいつつあることに加え、資源価格が緩やかながらも上昇し、鉱山分野を中心に需要が堅調に推移した結果、売上高は280億円（前第2四半期比34.5%増）となった。これら鉱山開発やインフラ整備の回復に伴い、今後市場は拡大する見通しであり、アフリカでは前期のセネガルに続き、本年4月にケニアに代理店と共同で新設したトレーニングセンターにおいて人材育成を行うなど、プロダクトサポート体制の確立に引き続き取り組んだ。

なお、建設機械・車両事業全体の生産規模は、約3,948億円（販売価格ベース、連結ベース）であった。

産業機械他事業セグメント

産業機械他事業セグメントでは、太陽電池市場向けに中国を中心としたアジア地域で引き続き設備投資が好調に推移し、シリコンインゴットの切断に使用されるワイヤーソーの販売が大きく伸長したことなどにより、売上高は573億円（前第2四半期比27.6%増）、セグメント利益は40億円（前第2四半期比416.8%増）となった。また、中国、インド、ブラジルなどの「戦略市場」において、自動車業界の設備投資が回復に向かったことから、大型プレス等の受注が増加に転じた。このような市場環境のもと、当事業セグメントにおいては更に競争力を高めるため、コマツNTC(株)でワイヤーソーなどの生産能力増強のための新工場建設を決定するなど、事業体制の強化に努めた。

なお、産業機械他事業全体の生産規模は、約553億円（販売価格ベース、連結ベース）であった。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、運転資本の増加等により、前第2四半期に比べて389億円減少し、475億円の収入となった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、183億円の支出となった。（前第2四半期比64億円の支出減）

財務活動によるキャッシュ・フローは、234億円の支出となった。（前第2四半期比294億円の支出減）

これらの結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末（平成22年9月30日）の残高は、第1四半期連結会計期間末（平成22年6月30日）に比べて63億円増加して、906億円となった。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更はない。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の当社グループの研究開発費は11,283百万円である。なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末（平成22年6月30日）に計画中であった重要な設備の新設、除却等について重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,955,000,000
計	3,955,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年11月11日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	998,744,060	998,744,060	東京証券取引所(市場第一部) 大阪証券取引所(市場第一部)	権利内容に何ら 限定のない 当社における 標準となる株式 単元株式数100株
計	998,744,060	998,744,060	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

平成16年6月25日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	330 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	330,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 673 (注)2
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日～平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額(円)	発行価格 673 資本組入額 337 (注)3
新株予約権の行使の条件	(1)「新株予約権者」は、新株予約権の割当を受けた時の地位(当社の取締役若しくは使用人又は当社の子会社の代表取締役)を失った後も、当社とその者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約(以下、「新株予約権割当契約」という。)に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。 (2)「新株予約権者」が死亡した場合は、相続人が「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 新株予約権の発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使による場合を除く。)するときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

平成17年6月24日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	660 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	660,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,126 (注)2
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日～平成25年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,126 資本組入額 563 (注)3
新株予約権の行使の条件	(1)「新株予約権者」は、新株予約権の割当を受けた時の地位(当社の取締役若しくは使用人又は当社の関係会社の代表取締役)を失った後も、当社とその者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約(以下、「新株予約権割当契約」という。)に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。 (2)「新株予約権者」が死亡した場合は、相続人が「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 新株予約権の発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使による場合を除く。)するときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

会社法に基づき当社取締役に対して報酬として発行した新株予約権は、次のとおりである。

平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年7月11日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	230 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	230,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,325 (注)3
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日～平成26年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,325 資本組入額 1,163 (注)4
新株予約権の行使の条件	(1)「新株予約権者」は、新株予約権の割当を受けた時の地位(当社の取締役)を失った後も、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約(以下、「新株予約権割当契約」という。)に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。 (2)「新株予約権者」が死亡した場合は、相続人が新株予約権割当契約に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)の調整

(1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年7月10日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)	
新株予約権の数(個)	239	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	239,000	(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 3,661	(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年9月3日～平成27年8月31日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,661 資本組入額 1,831	(注)4
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。	

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成19年6月22日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)の調整

(1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

平成20年7月15日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	192 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	192,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,499 (注)3
新株予約権の行使期間	平成21年9月1日～平成28年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,499 資本組入額 1,250 (注)4
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成20年7月15日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)の調整

(1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の株式会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

平成21年7月14日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	239 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	239,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,729 (注)3
新株予約権の行使期間	平成22年9月1日～平成29年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,729 資本組入額 865 (注)4
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成21年7月14日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)の調整

(1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の株式会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

平成22年6月23日定時株主総会決議及び平成22年7月13日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	210 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成25年8月2日～平成30年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1 (注)3
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間(ただし、新株予約権を行使することができない期間を超えない。)に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成22年7月13日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。
なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。
3. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。
4. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

会社法に基づき当社使用人等に対して無償で発行した新株予約権は、次のとおりである。

平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年7月11日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	426 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	426,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,325 (注)3
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日～平成26年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,325 資本組入額 1,163 (注)4
新株予約権の行使の条件	(1)「新株予約権者」は、新株予約権の割当を受けた時の地位(当社の使用人又は当社の関係会社の代表取締役)を失った後も、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約(以下、「新株予約権割当契約」という。)に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。 (2)「新株予約権者」が死亡した場合は、相続人が新株予約権割当契約に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(普通株式の無償割当を含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。
なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)の調整

- (1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

- (2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年7月10日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)	
新株予約権の数(個)	323	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	323,000	(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 3,661	(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年9月1日～平成27年8月31日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,661 資本組入額 1,831	(注)4
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。	

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成19年6月22日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)の調整

- (1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

- (2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年7月15日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)	
新株予約権の数(個)	271	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	271,000	(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,499	(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年9月1日～平成28年8月31日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,499 資本組入額 1,250	(注)4
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。	

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成20年6月24日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)の調整

- (1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

- (2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の株式会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

平成21年6月24日定時株主総会決議及び平成21年7月14日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)	
新株予約権の数(個)	403	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	403,000	(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,729	(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年9月1日～平成29年8月31日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,729 資本組入額 865	(注)4
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めなし。	

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成21年6月24日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)の調整

- (1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

- (2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の株式会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

平成22年6月23日定時株主総会決議及び平成22年7月13日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)	
新株予約権の数(個)	558	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,800	(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	
新株予約権の行使期間	平成25年8月2日～平成30年7月31日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	(注)3
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間(ただし、新株予約権を行使することができる期間を超えない。)に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。	

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成22年6月23日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。
なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

4. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	-	998,744,060	-	70,120	-	140,140

(6)【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	52,663	5.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	48,823	4.88
太陽生命保険株式会社	東京都港区海岸一丁目2番3号	42,000	4.20
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	33,283	3.33
ジェービー モルガン チェース バンク 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, U.S.A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	27,049	2.70
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P.O. BOX 351, BOSTON, MASSACHUSETTS 02101, U.S.A. (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	25,796	2.58
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	17,835	1.78
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリ バンク フォー デポジタリ レシート ホルダーズ (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	ONE WALL STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都千代田区有楽町一丁目1番2号)	17,296	1.73
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000, AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	15,276	1.52
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目7番3号	13,962	1.39
計	-	293,987	29.43

- (注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を切り捨てて記載している。
2. 上記のほか、当社が所有している自己株式30,432千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合3.04%)がある。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、全数が信託業務に係る株式である。
4. ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリ バンク フォー デポジタリ レシート ホルダーズは、当社ADR(米国預託証券)の受託機関であるバンク オブ ニューヨーク メロンの株式名義人である。
5. 株式会社三井住友銀行は、平成22年10月18日に東京都千代田区丸の内一丁目1番2号に住所が変更されている。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 30,432,400	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
	(相互保有株式) 普通株式 1,112,900	-	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 966,267,000	9,662,670	同上
単元未満株式	普通株式 931,760	-	同上
発行済株式総数	998,744,060	-	-
総株主の議決権	-	9,662,670	-

- (注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が7,000株(議決権の数70個)含まれている。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社小松製作所	東京都港区赤坂二丁目3番6号	30,432,400	-	30,432,400	3.04
コマツ道東株式会社	北海道帯広市西二十四条北一丁目3番4号	300,000	-	300,000	0.03
コマツ栃木株式会社(注)1	栃木県宇都宮市平出工業団地38番地12	287,000	4,700	291,700	0.02
コマツ山形株式会社(注)1	山形県山形市蔵王成沢字町浦192番地	148,400	88,400	236,800	0.02
コマツ秋田株式会社(注)1	秋田県秋田市川尻大川町9番48号	-	65,500	65,500	0.00
コマツ淡路株式会社(注)1	兵庫県洲本市桑間一丁目1番7号	-	60,700	60,700	0.00
栃木シャーリング株式会社(注)2	栃木県真岡市大和田1番地22	19,400	40,400	59,800	0.00
コマツ愛媛株式会社(注)1	愛媛県松山市高岡町151番地	31,600	3,100	34,700	0.00
東和株式会社(注)2	石川県能美市吉原釜屋町ワ48番地8	13,000	12,100	25,100	0.00
コマツ茨城株式会社(注)1	茨城県水戸市吉沢町358番地の1	-	12,800	12,800	0.00
コマツ山陰株式会社(注)1	島根県松江市東津田町1876番地	-	11,000	11,000	0.00
浜松小松フォークリフト株式会社	静岡県浜松市西区桜台一丁目6番15号	6,000	-	6,000	0.00
静岡小松フォークリフト株式会社	静岡県静岡市駿河区北丸子一丁目31番4号	3,800	-	3,800	0.00
大分小松フォークリフト株式会社	大分県大分市豊海四丁目2番12号	3,000	-	3,000	0.00
コマツ宮崎株式会社(注)1	宮崎県宮崎市佐土原町下那珂2957番地12	-	1,700	1,700	0.00
山形小松フォークリフト株式会社	山形県山形市流通センター一丁目2番地の1	300	-	300	0.00
計	-	31,244,900	300,400	31,545,300	3.15

- (注)1. 「他人名義」欄に記載している株式の名義人は、小松ディーラー持株会(神奈川県相模原市中央区淵野辺二丁目5番8号)である。
2. 「他人名義」欄に記載している株式の名義人は、小松製作所協力企業持株会(東京都港区赤坂二丁目3番6号)である。
3. 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、小数点第3位を切り捨てて記載しているため、各株主の割合を合計したものと「計」で表示している割合とは一致しない。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,023	1,851	1,791	1,851	1,877	1,963
最低(円)	1,801	1,588	1,580	1,571	1,688	1,682

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はない。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、平成21年内閣府令第73号附則第6条に基づき、改正前の「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第93条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（米国会計基準）による用語、様式及び作成方法に準拠して作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となっている。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

株式会社小松製作所及び連結子会社

区分	注記番号	当第2四半期 連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び現金同等物		90,647		82,429	
定期預金		595		1,132	
受取手形及び売掛金					
- 貸倒引当金(当第2四半期連結 会計期間末14,013百万円、前連 結会計年度末14,941百万円)控 除後		408,752		447,693	
たな卸資産	3	412,891		396,416	
繰延税金及びその他の流動資産	8,9,10	124,412		112,451	
流動資産合計		1,037,297	54.0	1,040,121	53.1
長期売上債権		161,007	8.4	150,972	7.7
投資					
関連会社に対する投資及び貸付金		23,710		24,002	
投資有価証券	4,9,10	55,892		60,467	
その他		2,678		2,399	
投資合計		82,280	4.3	86,868	4.4
有形固定資産					
- 減価償却累計額(当第2四半期連 結会計期間末620,852百万円、前連 結会計年度末631,973百万円)控 除後		499,542	26.0	525,100	26.8
営業権		28,623	1.5	29,570	1.5
その他の無形固定資産		58,824	3.0	61,729	3.2
繰延税金及びその他の資産	8,9,10	54,932	2.8	64,695	3.3
資産合計		1,922,505	100.0	1,959,055	100.0

は「四半期連結財務諸表に関する注記」の項目番号を参照

区分	注記番号	当第2四半期 連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
短期債務		84,137		123,438	
長期債務	9,10	116,436		105,956	
- 1年以内期限到来分					
支払手形及び買掛金		248,449		207,024	
未払法人税等		14,910		22,004	
繰延税金及びその他の流動負債	8,9,10	170,638		183,324	
流動負債合計		634,570	33.0	641,746	32.7
固定負債					
長期債務	9,10	325,354		356,985	
退職給付債務		43,339		46,354	
繰延税金及びその他の負債	8,9,10	33,003		37,171	
固定負債合計		401,696	20.9	440,510	22.5
負債合計		1,036,266	53.9	1,082,256	55.2
契約残高及び偶発債務	7				
(純資産の部)					
資本金					
- 普通株式					
授權株式数					
当第2四半期連結会計期間末:					
前連結会計年度末:					
発行済株式数					
当第2四半期連結会計期間末:					
前連結会計年度末:					
自己株式控除後発行済株式数					
当第2四半期連結会計期間末:					
前連結会計年度末:					
株主資本合計		67,870		67,870	
資本剰余金		140,476		140,421	
利益剰余金					
利益準備金		32,726		31,983	
その他の剰余金		779,362		724,090	
その他の包括利益(損失)累計額	4	142,174		95,634	
自己株式					
- 取得価額					
当第2四半期連結会計期間末:					
前連結会計年度末:					
株主資本合計		35,283		34,755	
非支配持分		43,262	2.3	42,824	2.2
純資産合計		886,239	46.1	876,799	44.8
負債及び純資産合計		1,922,505	100.0	1,959,055	100.0

は「四半期連結財務諸表に関する注記」の項目番号を参照

(2)【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

株式会社小松製作所及び連結子会社

区分	注記番号	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
売上高		645,963	100.0	859,763	100.0
売上原価		505,082	78.2	629,877	73.3
販売費及び一般管理費	5	119,483	18.5	124,750	14.5
その他の営業収益(費用)		1,613	0.2	1,224	0.1
営業利益		19,785	3.1	103,912	12.1
その他の収益(費用)		1,333		3,801	
受取利息及び配当金		3,965	0.6	2,329	0.3
支払利息		5,125	0.8	3,289	0.4
その他(純額)	4, 8, 10	173	0.0	2,841	0.3
税引前四半期純利益		18,452	2.9	100,111	11.6
法人税等					
当期分		15,488		17,886	
繰延分		8,845		15,621	
合計		6,643	1.0	33,507	3.9
持分法投資損益調整前 四半期純利益		11,809	1.8	66,604	7.7
持分法投資損益		41	0.0	1,198	0.1
四半期純利益		11,850	1.8	67,802	7.9
非支配持分損益		3,652	0.6	4,038	0.5
当社株主に帰属する四半期純利益		8,198	1.3	63,764	7.4
1株当たり当社株主に帰属する 四半期純利益	6				
基本的		8.47円		65.89円	
希薄化後		8.47円		65.85円	
1株当たり配当金	12	18.00円		8.00円	

は「四半期連結財務諸表に関する注記」を参照

【第2四半期連結会計期間】

株式会社小松製作所及び連結子会社

区分	注記番号	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
売上高	5	325,535	100.0	412,623	100.0
売上原価		252,609	77.6	300,021	72.7
販売費及び一般管理費		59,997	18.4	61,803	15.0
その他の営業収益(費用)		1,417	0.4	962	0.2
営業利益		11,512	3.5	49,837	12.1
その他の収益(費用)	4, 8, 10	1,788		170	
受取利息及び配当金		2,106	0.6	1,308	0.3
支払利息		2,394	0.7	1,620	0.4
その他(純額)		1,500	0.5	482	0.1
税引前四半期純利益		9,724	3.0	50,007	12.1
法人税等					
当期分		7,772		8,728	
繰延分		3,310		7,313	
合計		4,462	1.4	16,041	3.9
持分法投資損益調整前					
四半期純利益		5,262	1.6	33,966	8.2
持分法投資損益		142	0.0	557	0.1
四半期純利益		5,404	1.7	34,523	8.4
非支配持分損益		1,969	0.6	1,456	0.4
当社株主に帰属する四半期純利益		3,435	1.1	33,067	8.0
1株当たり当社株主に帰属する 四半期純利益	6				
基本的		3.55円		34.17円	
希薄化後		3.55円		34.15円	
1株当たり配当金	12	-円		-円	

は「四半期連結財務諸表に関する注記」を参照

(3)【四半期連結純資産計算書】

株式会社小松製作所及び連結子会社

前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

(金額:百万円)

	注記 番号	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		その他の 包括利益 (損失) 累計額	自己株式	株主資本 合計	非支配 持分	純資産 合計
				利益 準備金	その他の 剰余金					
前々期末残高		67,870	140,092	28,472	719,222	105,744	34,971	814,941	33,393	848,334
現金配当					17,431			17,431	1,727	19,158
利益準備金への振替 持分変動及びその他 包括利益(損失)				2,309	2,309			-	1,514	1,514
四半期純利益					8,198			8,198	3,652	11,850
その他の包括利益 (損失)										
- 税控除後										
外貨換算調整勘定 未実現有価証券評 価損益						10,953		10,953	564	10,389
年金債務調整勘定 未実現デリバティ ブ評価損益						4,274		4,274	-	4,274
計	8					1,782		1,782	-	1,782
新株予約権の付与及 び行使	5		103			761		761	623	1,384
自己株式の購入等							15	15		15
自己株式の売却等							256	172		172
前第2四半期末残高		67,870	140,111	30,781	707,680	109,880	34,730	801,832	38,019	839,851

当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

(金額:百万円)

	注記 番号	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		その他の 包括利益 (損失) 累計額	自己株式	株主資本 合計	非支配 持分	純資産 合計
				利益 準備金	その他の 剰余金					
前期末残高		67,870	140,421	31,983	724,090	95,634	34,755	833,975	42,824	876,799
現金配当	12				7,749			7,749	830	8,579
利益準備金への振替 持分変動及びその他 包括利益(損失)				743	743			-	317	317
四半期純利益					63,764			63,764	4,038	67,802
その他の包括利益 (損失)										
- 税控除後										
外貨換算調整勘定 未実現有価証券評 価損益						44,877		44,877	3,087	47,964
年金債務調整勘定 未実現デリバティ ブ評価損益						2,398		2,398	-	2,398
計	8					77		77	-	77
新株予約権の付与及 び行使	5		55			658		658	-	658
自己株式の購入等							551	551		551
自己株式の売却等							23	23		23
当第2四半期末残高		67,870	140,476	32,726	779,362	142,174	35,283	842,977	43,262	886,239

「四半期連結財務諸表に関する注記」を参照

(4)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

株式会社小松製作所及び連結子会社

区分	注記番号	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業活動によるキャッシュ・フロー					
四半期純利益			11,850		67,802
四半期純利益から営業活動による現金及び現金同等物の増減(純額)への調整					
減価償却費等		44,427		43,432	
法人税等繰延分		8,845		15,621	
有価証券及び投資有価証券売却損益		252		90	
有形固定資産売却損益		251		1,160	
固定資産売却損		922		634	
未払退職金及び退職給付債務の増減		199		3,176	
資産及び負債の増減					
受取手形及び売掛金の増減		21,396		11,005	
たな卸資産の増減		69,679		42,960	
支払手形及び買掛金の増減		56,819		47,870	
未払法人税等の増減		4,215		6,067	
その他(純額)		9,363	75,604	8,253	35,026
営業活動による現金及び現金同等物の増減(純額)			87,454		102,828
投資活動によるキャッシュ・フロー					
固定資産の購入			50,342		42,482
固定資産の売却			7,519		5,637
売却可能投資有価証券の売却			74		22
売却可能投資有価証券等の購入			3,505		520
子会社及び持分法適用会社株式の売却 (現金流出額との純額)			661		-
子会社及び持分法適用会社株式の取得 (現金取得額との純額)			627		654
貸付金の回収			901		1,290
貸付金の貸付			970		576
定期預金の増減			52		443
投資活動による現金及び現金同等物の増減(純額)			45,087		35,532
財務活動によるキャッシュ・フロー					
長期債務による調達			88,685		31,266
長期債務の支払			26,566		24,059
短期債務の増減(純額)			61,988		34,023
キャピタルリース債務の減少			17,902		18,791
自己株式の売却及び取得(純額)			157		10
配当金支払			17,431		7,749
その他(純額)			3,199		928
財務活動による現金及び現金同等物の増減(純額)			38,244		54,274
為替相場変動による現金及び現金同等物への影響額			2,999		4,804
現金及び現金同等物純増減額			1,124		8,218
現金及び現金同等物期首残高			90,563		82,429
現金及び現金同等物四半期末残高			91,687		90,647

は「四半期連結財務諸表に関する注記」を参照

四半期連結財務諸表に関する注記

1. 四半期連結財務諸表の作成基準及び重要な会計方針

四半期連結財務諸表の作成基準

当社の四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（米国会計基準）に準拠して作成している。

当四半期連結財務諸表上では、連結会社の会計帳簿には記帳されていない、いくつかの修正が加えられている。それらは主として注記15.「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について - 会計処理基準について」で述べられている日米会計基準の相違によるものである。

連結財務諸表の作成状況及び米国証券取引委員会における登録状況

当社は昭和39年の欧州における外貨建転換社債の発行を契機として、昭和38年より米国会計基準での連結財務諸表を作成している。また、当社は昭和45年の新株式発行に伴い、米国株主に対する割当てのために普通株式を米国証券取引委員会に登録した。以来、外国発行会社として、米国1934年証券取引法に基づいて、米国会計基準に基づいて作成された連結財務諸表を含む年次報告書を米国証券取引委員会に届け出、登録することが義務付けられている。

重要な会計方針

直近の有価証券報告書に記載された重要な会計方針に対し、重要な変更はない。

2. 補足的キャッシュ・フロー情報

四半期連結キャッシュ・フロー計算書の補足的情報は次のとおりである。

現金支出額	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
利息支払額(百万円)	5,141	2,877
法人税等支払(還付)額(百万円)	149	30,058

非現金支出項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
リース資産計上による影響 キャピタルリース債務の発生額(百万円)	9,066	1,183

3. たな卸資産

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び前連結会計年度末(平成22年3月31日)のたな卸資産の内訳は次のとおりである。

	当第2四半期 連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
製品(含む補給部品)(百万円)	261,484	254,157
仕掛品(百万円)	112,145	102,096
原材料及び貯蔵品(百万円)	39,262	40,163
計	412,891	396,416

4. 投資有価証券

当第2四半期連結会計期間末（平成22年9月30日）及び前連結会計年度末（平成22年3月31日）における投資有価証券は主として売却可能投資有価証券である。

主な投資有価証券の種類別の原価額、未実現保有利益、未実現保有損失及び公正価額は次のとおりである。

	当第2四半期 連結会計期間末 (平成22年9月30日)			公正価額 百万円
	原価額 百万円	未実現保有		
		利益 百万円	損失 百万円	
売却可能投資有価証券				
市場性ある持分証券	24,936	18,616	249	43,303
その他の投資有価証券	12,589			
	<u>37,525</u>			
	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)			公正価額 百万円
	原価額 百万円	未実現保有		
		利益 百万円	損失 百万円	
売却可能投資有価証券				
市場性ある持分証券	24,988	22,235	45	47,178
その他の投資有価証券	13,289			
	<u>38,277</u>			

その他の投資有価証券は、主に市場性のない持分証券である。その他の投資有価証券は、公正価額の見積りが実務上困難であり、また、これらの投資の公正価額に重大な影響を及ぼすと予想される事象または状況の変化等が認められなかったため、公正価額の見積りを行っていない。

未実現保有損失は、実現するまでその他の包括利益（損失）累計額に区分計上されている。

前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）の売却可能投資有価証券の売却手取金額は、それぞれ74百万円及び22百万円である。

前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）の売却可能投資有価証券の減損及び売却損益は、純額でそれぞれ252百万円の利益及び90百万円の損失である。また、前第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）及び当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）の売却可能投資有価証券の減損及び売却損益は、純額でそれぞれ317百万円の利益及び57百万円の損失である。これらは、四半期連結損益計算書のその他の収益（費用）の中に含まれている。

投資有価証券の売却原価は平均原価法で算定している。

5. ストック・オプション

当社は2種類のストック・オプション制度を導入している。

平成22年6月以前に取締役会で決議されたストック・オプション

当社の取締役及び特定の使用人並びに関係会社の取締役に対して、権利付与日の属する月の直前月各日の東京証券取引所の終値の平均値に1.05を乗じた価額、または権利付与日の終値のいずれか高い方の金額で自己株式を購入する権利を付与する。

当社は、平成19年6月22日開催の定時株主総会及び平成21年7月14日の取締役会決議に基づき、平成21年度に当社の取締役に対してストック・オプションとして新株予約権を239個発行した。当社はまた、平成21年6月24日開催の定時株主総会及び平成21年7月14日の取締役会決議に基づき、当社の使用人及び当社の関係会社の取締役に対して平成21年度にストック・オプションとして新株予約権403個発行した。それぞれのストック・オプションへの受給権は、権利付与日に100%発生する。平成21年度付与分のストック・オプションは平成22年9月1日付で行使可能となっている。

平成22年7月に取締役会で決議されたストック・オプション

当社の取締役及び特定の使用人並びに関係会社の取締役に対して、行使価額1円で自己株式を購入する権利を付与する。

当社は、平成22年6月23日開催の定時株主総会及び平成22年7月13日の取締役会決議に基づき、平成22年度に当社の取締役に対してストック・オプションとして新株予約権を210個、当社の使用人及び当社の関係会社の取締役に対して558個発行した。それぞれのストック・オプションへの受給権は、権利付与日に100%発生する。平成22年度付与分のストック・オプションは平成25年8月2日付で行使可能となる。

当社は報酬コストを公正価値基準法により認識している。前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）において、販売費及び一般管理費に計上された報酬コストは、それぞれ103百万円及び55百万円であり、税効果控除後でそれぞれ61百万円及び33百万円である。また、前第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）及び当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）において、販売費及び一般管理費に計上された報酬コストは、それぞれ103百万円及び55百万円であり、税効果控除後でそれぞれ61百万円及び33百万円である。新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

6. 1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益

基本的及び希薄化後1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益の計算の過程は次のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
当社株主に帰属する四半期純利益	8,198百万円	63,764百万円
期中平均発行済株式数(自己株式控除後)	967,972,490株	967,794,257株
希薄化の影響		
ストック・オプション	373,447株	494,618株
希薄化後期中平均発行済株式数	968,345,937株	968,288,875株
基本的1株当たり当社株主に帰属する 四半期純利益	8.47円	65.89円
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する 四半期純利益	8.47円	65.85円
	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
当社株主に帰属する四半期純利益	3,435百万円	33,067百万円
期中平均発行済株式数(自己株式控除後)	968,033,505株	967,755,145株
希薄化の影響		
ストック・オプション	394,831株	526,731株
希薄化後期中平均発行済株式数	968,428,336株	968,281,876株
基本的1株当たり当社株主に帰属する 四半期純利益	3.55円	34.17円
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する 四半期純利益	3.55円	34.15円

7. 偶発債務

当第2四半期連結会計期間末（平成22年9月30日）及び前連結会計年度末（平成22年3月31日）における遡及権付債権の譲渡に係る偶発債務は、それぞれ3,717百万円及び9,850百万円である。

当社及び連結子会社は、従業員、関連会社及び顧客等の借入金について、第三者に対する債務保証を行っている。従業員に関する債務保証の主なものは、住宅ローンに対するものである。関連会社及び顧客等に関する債務保証は、信用補完のためのものである。契約期間中に従業員、関連会社及び顧客等が債務不履行に陥った場合、当社及び連結子会社は保証債務の履行義務を負う。債務保証の契約期間は、従業員の住宅ローンについては10年から30年、関連会社及び顧客等の借入金については1年から10年である。当第2四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、債務不履行が生じた場合に当社及び連結子会社が負う割引前の最高支払額は、91,973百万円及び88,379百万円である。当第2四半期連結会計期間末において、これらの債務保証について認識されている負債の公正価値には重要性はない。これらの債務保証の一部は、当社への担保の差入及び保険契約により担保されている。

当社はこれらの偶発債務による損失が仮に発生したとしても四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼすものではないと考えている。

当社及び連結子会社には種々の通常の営業の過程で生じた係争中の事件があるが、経営者及び弁護士の見解では当社及び連結子会社の財政状態に重要な影響を与えずに解決される見込みである。

当社及び連結子会社は、世界中の顧客、ディーラー及び関係会社を相手として営業活動を行っており、それらからの売掛金及びそれらに対する保証は、信用リスクが集中しないよう分散されている。

経営者は、債権から設定済の引当金を超える損失は発生しないと考えている。

8. 金融派生商品

当第2四半期連結会計期間末（平成22年9月30日）及び前連結会計年度末（平成22年3月31日）における金融派生商品の契約残高は次のとおりである。

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
	百万円	百万円
外国為替予約及びオプション契約		
外国為替予約契約	81,442	40,209
外国為替買予約契約	63,331	48,809
オプション契約（買建）	210	949
金利スワップ、クロスカレンシースワップ契約 及び金利キャップ契約	180,166	184,487

当第2四半期連結会計期間末（平成22年9月30日）及び前連結会計年度末（平成22年3月31日）において、四半期連結貸借対照表に計上されている金融派生商品の公正価額は次のとおりである。

ヘッジ指定されている 金融派生商品	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)			
	金融派生商品資産		金融派生商品負債	
	連結貸借対照表計上科目	公正価額 (百万円)	連結貸借対照表計上科目	公正価額 (百万円)
外国為替予約契約	繰延税金及びその他の流動資産	2,161	繰延税金及びその他の流動負債	145
金利スワップ、クロスカレン シースワップ契約及び金利 キャップ契約	繰延税金及びその他の流動資産	135	繰延税金及びその他の流動負債	658
	繰延税金及びその他の資産	-	繰延税金及びその他の負債	-
計		2,296		803
ヘッジ指定されていない 金融派生商品	金融派生商品資産			
	金融派生商品負債		金融派生商品負債	
	連結貸借対照表計上科目	公正価額 (百万円)	連結貸借対照表計上科目	公正価額 (百万円)
外国為替予約契約	繰延税金及びその他の流動資産	610	繰延税金及びその他の流動負債	1,195
	繰延税金及びその他の資産	-	繰延税金及びその他の負債	80
オプション契約	繰延税金及びその他の流動資産	6	繰延税金及びその他の流動負債	-
金利スワップ、クロスカレン シースワップ契約及び金利 キャップ契約	繰延税金及びその他の流動資産	4,209	繰延税金及びその他の流動負債	610
	繰延税金及びその他の資産	10,260	繰延税金及びその他の負債	459
計		15,085		2,344
金融派生商品合計		17,381		3,147

ヘッジ指定されている 金融派生商品	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)			
	金融派生商品資産		金融派生商品負債	
	連結貸借対照表計上科目	公正価額 (百万円)	連結貸借対照表計上科目	公正価額 (百万円)
外国為替予約契約	繰延税金及びその他の流動資産	73	繰延税金及びその他の流動負債	830
金利スワップ、クロスカレン	繰延税金及びその他の流動資産	354	繰延税金及びその他の流動負債	734
シースワップ契約及び金利	繰延税金及びその他の資産	99	繰延税金及びその他の負債	-
キャップ契約				
計		526		1,564
ヘッジ指定されていない 金融派生商品	金融派生商品資産			
	金融派生商品負債		金融派生商品負債	
	連結貸借対照表計上科目	公正価額 (百万円)	連結貸借対照表計上科目	公正価額 (百万円)
外国為替予約契約	繰延税金及びその他の流動資産	90	繰延税金及びその他の流動負債	1,248
オプション契約	繰延税金及びその他の流動資産	18	繰延税金及びその他の流動負債	-
金利スワップ、クロスカレン	繰延税金及びその他の流動資産	1,730	繰延税金及びその他の流動負債	915
シースワップ契約及び金利	繰延税金及びその他の資産	6,989	繰延税金及びその他の負債	901
キャップ契約				
計		8,827		3,064
金融派生商品合計		9,353		4,628

前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）における、金融派生商品の四半期連結損益計算書への影響は次のとおりである。

公正価値ヘッジにおける金融派生商品

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)			
	金融派生商品損益の計上科目	金融派生商品損益の金額 (百万円)	ヘッジ対象損益の計上科目	ヘッジ対象損益の金額 (百万円)
金利スワップ、クロスカレン シースワップ契約及び金利 キャップ契約	その他の収益（費用）- その他 （純額）	2,549	その他の収益（費用）- その他 （純額）	1,157
計		2,549		1,157

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)			
	金融派生商品損益の計上科目	金融派生商品損益の金額 (百万円)	ヘッジ対象損益の計上科目	ヘッジ対象損益の金額 (百万円)
金利スワップ、クロスカレン シースワップ契約及び金利 キャップ	その他の収益（費用）- その他 （純額）	-	その他の収益（費用）- その他 （純額）	-
計		-		-

キャッシュ・フローヘッジにおける金融派生商品

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)				
	有効部分			非有効部分及び有効性テストで除外された金額	
	その他の包括利益に認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)	その他の包括利益(損失)累計額から損益に振替えられた損益の計上科目	その他の包括利益(損失)累計額から損益に振替えられた金額 (百万円)	損益認識された金融派生商品損益の計上科目	損益認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)
外国為替予約契約	856	その他の収益(費用) - その他(純額)	685	-	-
金利スワップ、クロスカレンシースワップ契約及び金利キャップ契約	184	その他の収益(費用) - その他(純額)	91	-	-
計	1,040		776		-

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)				
	有効部分			非有効部分及び有効性テストで除外された金額	
	その他の包括利益に認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)	その他の包括利益(損失)累計額から損益に振替えられた損益の計上科目	その他の包括利益(損失)累計額から損益に振替えられた金額 (百万円)	損益認識された金融派生商品損益の計上科目	損益認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)
外国為替予約契約	6,006	その他の収益(費用) - その他(純額)	4,903	-	-
金利スワップ、クロスカレンシースワップ契約及び金利キャップ契約	3	その他の収益(費用) - その他(純額)	-	-	-
計	6,009		4,903		-

ヘッジ指定されていない金融派生商品

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
	損益認識された金融派生商品損益の計上科目	損益認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)
外国為替予約契約	その他の収益(費用) - その他(純額)	797
オプション契約	その他の収益(費用) - その他(純額)	-
金利スワップ、クロスカレンシースワップ契約及び金利キャップ契約	売上原価	243
計	その他の収益(費用) - その他(純額)	3,971
		4,525

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	
	損益認識された金融派生商品損益の計上科目	損益認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)
外国為替予約契約	その他の収益(費用) - その他(純額)	624
オプション契約	その他の収益(費用) - その他(純額)	9
金利スワップ、クロスカレンシースワップ契約及び金利キャップ契約	売上原価	268
計	その他の収益(費用) - その他(純額)	5,784
		6,131

前第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）及び当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）における、金融派生商品の四半期連結損益計算書への影響は次のとおりであります。

公正価値ヘッジにおける金融派生商品

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)			
	金融派生商品損益の計上科目	金融派生商品損益の金額 (百万円)	ヘッジ対象損益の計上科目	ヘッジ対象損益の金額 (百万円)
金利スワップ、クロスカレン シースワップ契約及び金利 キャップ契約	その他の収益(費用) - その他 (純額)	1,268	その他の収益(費用) - その他 (純額)	241
計		1,268		241

	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)			
	金融派生商品損益の計上科目	金融派生商品損益の金額 (百万円)	ヘッジ対象損益の計上科目	ヘッジ対象損益の金額 (百万円)
金利スワップ、クロスカレン シースワップ契約及び金利 キャップ契約	その他の収益(費用) - その他 (純額)	-	その他の収益(費用) - その他 (純額)	-
計		-		-

キャッシュ・フローヘッジにおける金融派生商品

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)				
	有効部分			非有効部分及び有効性テストで除外された金額	
	その他の包括利益に認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)	その他の包括利益(損失)累計額から損益に振替えられた損益の計上科目	その他の包括利益(損失)累計額から損益に振替えられた金額 (百万円)	損益認識された金融派生商品損益の計上科目	損益認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)
外国為替予約契約	1,590	その他の収益(費用) - その他(純額)	759	-	-
金利スワップ、クロスカレン シースワップ契約及び金利 キャップ契約	202	その他の収益(費用) - その他(純額)	91	-	-
計	1,792		850		-

	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)				
	有効部分			非有効部分及び有効性テストで除外された金額	
	その他の包括利益に認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)	その他の包括利益(損失)累計額から損益に振替えられた損益の計上科目	その他の包括利益(損失)累計額から損益に振替えられた金額 (百万円)	損益認識された金融派生商品損益の計上科目	損益認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)
外国為替予約契約	2,672	その他の収益(費用) - その他(純額)	3,297	-	-
金利スワップ、クロスカレン シースワップ契約及び金利 キャップ契約	130	その他の収益(費用) - その他(純額)	-	-	-
計	2,802		3,297		-

ヘッジ指定されていない金融派生商品

	前第 2 四半期連結会計期間 (自平成21年 7月 1日 至平成21年 9月30日)	
	損益認識された金融派生商品損益の計上科目	損益認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)
外国為替予約契約	その他の収益(費用) - その他(純額)	914
オプション契約	その他の収益(費用) - その他(純額)	4
金利スワップ、クロスカレン	売上原価	161
シースワップ契約及び金利	その他の収益(費用) - その他(純額)	4,908
キャップ契約		
計		5,657

	当第 2 四半期連結会計期間 (自平成22年 7月 1日 至平成22年 9月30日)	
	損益認識された金融派生商品損益の計上科目	損益認識された金融派生商品損益の金額 (百万円)
外国為替予約契約	その他の収益(費用) - その他(純額)	1,339
オプション契約	その他の収益(費用) - その他(純額)	-
金利スワップ、クロスカレン	売上原価	119
シースワップ契約及び金利	その他の収益(費用) - その他(純額)	2,533
キャップ契約		
計		1,075

9. 金融商品の公正価額情報

現金及び現金同等物、定期預金、受取手形及び売掛金、その他の流動資産、短期債務、支払手形及び買掛金、その他の流動負債

これらの勘定は短期間で決済されるので、その四半期連結貸借対照表計上額は公正価額に近似している。

投資有価証券 - 市場性ある持分証券

公正価額の見積りが可能な市場性ある持分証券の公正価額は、市場価格に基づいて算定しており、その結果を四半期連結貸借対照表に計上している。

長期売上債権

長期売上債権の公正価額は、将来のキャッシュ・フローから、現行の予想利率で割り引いて算定する。その結果、四半期連結貸借対照表計上額は公正価額に近似している。

長期債務 - 1年以内期限到来分を含む

長期債務の公正価額は、取引所の相場による価格に基づいて算定するか、あるいは、借入ごとに将来のキャッシュ・フローから、類似の満期日の借入金に対して適用される期末時点での借入金利で割り引いて算定した現在価値に基づいて算定している。

金融派生商品

主に外国為替予約及び金利スワップ契約からなる金融派生商品の公正価額は、金融機関から入手した見積価格に基づいて算定しており、その結果を四半期連結貸借対照表に計上している。

当第2四半期連結会計期間末（平成22年9月30日）及び前連結会計年度末（平成22年3月31日）における、ヘッジ目的で利用されると会計上認められない金融派生商品を含む金融商品の四半期連結貸借対照表計上額及び公正価額は次のとおりである。

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
	計上額	公正価額	計上額	公正価額
	百万円	百万円	百万円	百万円
投資有価証券 - 市場性ある持分証券	43,303	43,303	47,178	47,178
長期債務 - 1年以内期限到来分を含む	441,790	439,500	462,941	460,916
金融派生商品				
外国為替予約及びオプション契約				
資産	2,777	2,777	181	181
負債	1,420	1,420	2,078	2,078
金利スワップ、クロスカレンシー スワップ契約及び金利キャップ契約				
資産	14,604	14,604	9,172	9,172
負債	1,727	1,727	2,550	2,550

公正価額の見積りについて

公正価額の見積りについては特定の一時点で、利用可能な市場情報及び当該金融商品に関する情報に基づいて算定している。これらの見積りは不確実な点及び当社の判断を含んでいる。そのため、想定している前提が変わることにより、この公正価額の見積りに影響を及ぼす可能性がある。

10. 公正価値による測定

米国財務会計基準審議会会計基準編纂書820「公正価値測定と開示」は、公正価値を「市場参加者が測定日に行う通常の取引において、資産を売却して受け取る価格または負債を譲渡するために支払う価格」と定義し、公正価値をその測定のために使用するインプットの信頼性に応じて3つのレベルに区分することを規定している。各レベルの内容は以下のとおりである。

- ・レベル1：活発な市場における同一資産または同一負債の市場価格
- ・レベル2：レベル1以外の、直接的または間接的に観察可能なインプット
- ・レベル3：観察不能なインプット

経常的に公正価値で測定される資産及び負債

当第2四半期連結会計期間末（平成22年9月30日）及び前連結会計年度末（平成22年3月31日）における、経常的に公正価値で測定される資産及び負債の内訳は次のとおりである。

	当第2四半期連結会計期間末 平成22年9月30日 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
投資有価証券				
製造業	25,996	-	-	25,996
金融・保険業	15,377	-	-	15,377
その他	1,930	-	-	1,930
金融派生商品				
外国為替予約契約	-	2,771	-	2,771
オプション契約	-	6	-	6
金利スワップ、クロスカレン ンシースワップ契約及び金 利キャップ契約	-	14,604	-	14,604
合計	43,303	17,381	-	60,684
負債				
金融派生商品				
外国為替予約契約	-	1,420	-	1,420
金利スワップ、クロスカレ ンシースワップ契約及び金 利キャップ契約	-	1,727	-	1,727
その他	-	19,688	1,444	21,132
合計	-	22,835	1,444	24,279

前連結会計年度末
平成22年3月31日
(百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
投資有価証券				
製造業	26,147	-	-	26,147
金融・保険業	18,935	-	-	18,935
その他	2,096	-	-	2,096
金融派生商品				
外国為替予約契約	-	163	-	163
オプション契約	-	18	-	18
金利スワップ、クロスカレ ンシースワップ契約及び金 利キャップ契約	-	9,172	-	9,172
合計	47,178	9,353	-	56,531
負債				
金融派生商品				
外国為替予約契約	-	2,078	-	2,078
金利スワップ、クロスカレ ンシースワップ契約及び金 利キャップ契約	-	2,550	-	2,550
その他	-	22,839	2,280	25,119
合計	-	27,467	2,280	29,747

投資有価証券

上場株式が含まれている。活発な市場の公表価格に基づいて公正価値を測定しており、レベル1に分類している。

金融派生商品

外国為替予約及び金利スワップ契約等が含まれている。外国為替予約契約の公正価値は、契約レートと測定日の予約レートとの差額から生じる将来キャッシュ・フローの現在価値を使用した価格モデルに基づき算定し、レベル2に分類している。金利スワップ契約の公正価値は、スワップカーブと契約期間を使用した価格モデルに基づき算定し、レベル2に分類している。

その他

公正価値で測定した一部の借入金及び売上債権の証券化に係る留保持分等が含まれている。借入金の公正価値は、市場のイールドカーブとクレジットスプレッドを使用した価格モデルに基づき算定し、レベル2に分類している。クレジットスプレッドについてはクレジットデフォルトスワップを利用することにより入手している。売上債権の証券化に係る留保持分の公正価値は、現在の市場の状況及び比較可能な売上債権の過去の実績に基づいた割引率、前払い率並びに貸倒率を用いた見積り将来キャッシュ・フローの現在価値を使用した価格モデルに基づき算定し、レベル3に分類している。

前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）におけるレベル3の変動は次のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 （自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）	当第2四半期連結累計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）
	百万円	百万円
期首残高	919	2,280
損益合計（実現または未実現）	1,156	269
損益	1,160	75
その他の包括利益（損失）	4	194
購入・発行及び決済	2,633	567
期末残高	558	1,444

レベル3に分類している負債で、前第2四半期連結会計期間末に保有している負債に関する未実現損失の金額は、前第2四半期連結累計期間において、四半期連結損益計算書のその他の収益（費用）に586百万円の損が計上されている。

レベル3に分類している負債で、当第2四半期連結会計期間末に保有している負債に関する未実現利益の金額は、当第2四半期連結累計期間において、四半期連結損益計算書のその他の収益（費用）に75百万円の益が計上されている。

前第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）及び当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）におけるレベル3の変動は次のとおりである。

	前第2四半期連結会計期間 （自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）	当第2四半期連結会計期間 （自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）
	百万円	百万円
期首残高	18	1,492
損益合計（実現または未実現）	564	33
損益	554	135
その他の包括利益（損失）	10	102
購入・発行及び決済	1,140	81
期末残高	558	1,444

レベル3に分類している負債で、前第2四半期連結会計期間末に保有している負債に関する未実現損失の金額は、前第2四半期連結会計期間において、四半期連結損益計算書のその他の収益（費用）に1,192百万円の損が計上されている。

レベル3に分類している負債で、当第2四半期連結会計期間末に保有している負債に関する未実現損失の金額は、当第2四半期連結会計期間において、四半期連結損益計算書のその他の収益（費用）に135百万円の損が計上されている。

非経常的に公正価値で測定される資産及び負債

前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）において、非経常的に公正価値で測定された資産及び負債はない。

当第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）において、非経常的に公正価値で測定された資産及び負債は重要ではない。

11. 貸出コミットメント

当第2四半期連結会計期間末（平成22年9月30日）及び前連結会計年度末（平成22年3月31日）において、一部の連結子会社は代替流動性を確保するため、金融機関との間でそれぞれ44,279百万円及び50,082百万円のコミットメントライン契約を締結している。当第2四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における未使用枠はそれぞれ21,282百万円及び23,741百万円となっている。

12. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	7,748	利益剰余金	8	平成22年3月31日	平成22年6月24日

(注) 百万円未満の端数を切り捨てて表示している。

基準日が当第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末（平成22年9月30日）後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	17,429	利益剰余金	18	平成22年9月30日	平成22年11月26日

(注) 百万円未満の端数を切り捨てて表示している。

13. セグメント情報

当社及び連結子会社は、1) 建設機械・車両、2) 産業機械他の2つの事業セグメントで営業活動を行っている。セグメント利益は、日本の会計慣行に従い、売上高から売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いたものであり、各セグメント利益には、上級役員、経営企画、コーポレートファイナンス、人事、内部監査、I R、法務、広報に係る費用等の特定の全社共通費用や金融費用、並びに長期性資産や営業権の減損等、各セグメントに関連する特別な費用は含まれていない。

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

	建設機械・車両 (百万円)	産業機械他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	569,605	76,358	645,963	-	645,963
(2) セグメント間の内部売上高	1,417	8,331	9,748	9,748	-
計	571,022	84,689	655,711	9,748	645,963
セグメント利益	20,787	3,670	24,457	3,059	21,398

当第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）

	建設機械・車両 (百万円)	産業機械他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	763,645	96,118	859,763	-	859,763
(2) セグメント間の内部売上高	991	5,431	6,422	6,422	-
計	764,636	101,549	866,185	6,422	859,763
セグメント利益	102,302	6,133	108,435	3,299	105,136

前第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）

	建設機械・車両 (百万円)	産業機械他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	284,910	40,625	325,535	-	325,535
(2) セグメント間の内部売上高	631	4,288	4,919	4,919	-
計	285,541	44,913	330,454	4,919	325,535
セグメント利益	13,350	793	14,143	1,214	12,929

当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）

	建設機械・車両 (百万円)	産業機械他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	358,439	54,184	412,623	-	412,623
(2) セグメント間の内部売上高	553	3,128	3,681	3,681	-
計	358,992	57,312	416,304	3,681	412,623
セグメント利益	48,037	4,098	52,135	1,336	50,799

セグメント別利益の合計額と税引前四半期純利益との調整

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
	百万円	百万円
セグメント別利益の合計額	24,457	108,435
消去又は全社	3,059	3,299
セグメント利益合計	21,398	105,136
その他の営業収益(費用)	1,613	1,224
営業利益	19,785	103,912
受取利息及び配当金	3,965	2,329
支払利息	5,125	3,289
その他(純額)	173	2,841
税引前四半期純利益	18,452	100,111

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
	百万円	百万円
セグメント別利益の合計額	14,143	52,135
消去又は全社	1,214	1,336
セグメント利益合計	12,929	50,799
その他の営業収益(費用)	1,417	962
営業利益	11,512	49,837
受取利息及び配当金	2,106	1,308
支払利息	2,394	1,620
その他(純額)	1,500	482
税引前四半期純利益	9,724	50,007

(注) 1. 事業の種類別セグメントに含まれる主要製品・事業内容は、次のとおりである。

a. 建設機械・車両事業

掘削機械、積込機械、整地・路盤用機械、運搬機械、林業機械、地下建設機械、資源リサイクル機械、産業車両、その他機械、エンジン、機器、鋳造品、物流関連

b. 産業機械他事業

鍛圧機械、板金機械、工作機械、防衛関連、温度制御機器、その他

2. セグメント間の取引は、独立企業間価格で行われている。

【地域別情報】

地域別外部顧客に対する売上高は次のとおりである。

前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・CIS (百万円)	中国 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	中近東・ アフリカ (百万円)	連結 (百万円)
外部顧客に対する売上高	150,732	152,325	62,222	117,739	123,784	39,161	645,963

当第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・CIS (百万円)	中国 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	中近東・ アフリカ (百万円)	連結 (百万円)
外部顧客に対する売上高	163,119	196,587	72,138	186,127	192,186	49,606	859,763

日本及び中国を除く。

前第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・CIS (百万円)	中国 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	中近東・ アフリカ (百万円)	連結 (百万円)
外部顧客に対する売上高	81,973	71,948	26,158	58,325	66,133	20,998	325,535

当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・CIS (百万円)	中国 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	中近東・ アフリカ (百万円)	連結 (百万円)
外部顧客に対する売上高	91,694	95,011	32,386	71,235	94,167	28,130	412,623

日本及び中国を除く。

所在国別外部顧客に対する売上高は次のとおりである。

前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	欧州・CIS (百万円)	中国 (百万円)	その他の地域 (百万円)	連結 (百万円)
外部顧客に対する売上高	225,427	145,552	69,462	96,957	108,565	645,963

当第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	欧州・CIS (百万円)	中国 (百万円)	その他の地域 (百万円)	連結 (百万円)
外部顧客に対する売上高	296,919	191,650	80,059	147,524	143,611	859,763

前第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	欧州・CIS (百万円)	中国 (百万円)	その他の地域 (百万円)	連結 (百万円)
外部顧客に対する売上高	114,999	70,567	35,380	45,991	58,598	325,535

当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	欧州・CIS (百万円)	中国 (百万円)	その他の地域 (百万円)	連結 (百万円)
外部顧客に対する売上高	163,121	90,726	37,110	51,484	70,182	412,623

- (注) 1. 平成23年3月期より、中国をその他の地域から区分し、個別に表示している。これに伴い、前第2四半期連結累計期間及び前第2四半期連結会計期間の数値を、当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間の表示に合わせ組替えて表示している。
2. 欧州・CIS及びその他の地域には、個別開示すべき重要な国はない。

開示すべき単一の外部顧客に対する売上高はない。

14. 重要な後発事象
該当なし。

15. 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について

当社の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、米国会計基準に準拠している。
わが国の「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に準拠して作成する場合との主な相違点は次のとおりである。

四半期連結財務諸表の構成について

わが国の四半期連結財務諸表は、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記で構成されているが、米国会計基準による連結財務諸表は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産計算書（その他の包括利益（損失）累計額を含む）、連結キャッシュ・フロー計算書及び注記から構成されている。当該米国会計基準に基づき、当社の四半期連結財務諸表は、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結純資産計算書（その他の包括利益（損失）累計額を含む）、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記で構成している。

連結対象範囲について

わが国の連結財務諸表は、実質支配力・影響力基準により連結対象範囲の判断を行っているが、米国会計基準に基づく連結財務諸表は、議決権にて判定を行う持株基準及び変動持分事業体の連結基準により連結対象範囲の判断を行っている。

会計処理基準について

a. 割賦販売繰延利益

わが国では割賦販売に係る利益の繰延は認められているが、当社の四半期連結財務諸表では米国会計基準に従い、販売時に利益を認識し、割賦販売利益の繰延処理は行っていない。

b. 株式交付費

わが国では株式交付費は損益取引として発生時に費用処理が認められているが、当社の四半期連結財務諸表では米国会計基準に従い、資本取引に伴う費用として資本剰余金の控除項目として処理している。

c. 退職給付会計

わが国では年金数理計算上の純損益の償却方法として、平均残存勤務期間内の一定の年数で償却することを求めているが、当社の四半期連結財務諸表では米国会計基準に従い、回廊アプローチを採用している。
また、わが国では貸借対照表上に退職給付引当金として、予測給付債務から未認識債務及び年金資産を控除した金額を計上するが、当社の四半期連結財務諸表では米国会計基準に従い、年金制度の積立状況、すなわち予測給付債務と年金資産の差額を計上している。

d. 企業結合及び営業権

わが国では営業権を一定期間で償却することが求められているが、米国会計基準では、営業権の償却を行わず、代わりに各年度の減損テストの実施を要求している。また耐用年数を認識できない無形固定資産についても償却を行わず、減損テストを行うことを要求している。

表示の方法について

a. 利益準備金の表示

わが国では利益準備金はその他の剰余金とあわせて利益剰余金として記載されるが、当社の四半期連結財務諸表では米国会計基準に従い、別建表示している。

b. 損益計算書の表示

わが国では四半期純利益（純損失）については少数株主損益の次に記載されるが、当社の四半期連結財務諸表では米国会計基準に従い、非支配持分損益控除前の損益を四半期純利益（純損失）とし、非支配持分損益

控除後の損益は当社株主に帰属する四半期純利益（純損失）として非支配持分損益の次に表示している。

c．特別損益について

わが国では固定資産売却損益等は特別損益として表示されるが、当社のそれらの項目は米国会計基準のもとで特別損益として表示すべき項目に該当するものではないので、当社の四半期連結財務諸表では特別損益の表示はない。

d．持分法投資損益

わが国では持分法投資損益は投資に係る損益であるため営業外損益に記載されるが、当社の四半期連結財務諸表では米国会計基準に従い、税引前四半期純利益の下に表示している。

e．賃貸等不動産について

わが国では賃貸等不動産の重要性が高い場合、その概要や連結貸借対照表計上額及び時価等の注記が必要であるが、当社の四半期連結財務諸表において賃貸等不動産の総額に重要性がないため、注記を省略している。

2【その他】

平成22年10月28日開催の取締役会において、当期の中間配当に関し、次のとおり決議した。

中間配当による配当金の総額	17,429百万円
1株当たりの金額	18円
支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成22年11月26日

(注) 1. 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主及び登録株式質権者に対し、支払いを行う。

2. 配当金の総額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示している。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月11日

株式会社小松製作所
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 勉 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 美晃 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡野 隆樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社小松製作所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結純資産計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表の注記事項1参照）に準拠して、株式会社小松製作所及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表の注記事項1に記載されているとおり、会社は平成21年4月1日より米国財務会計基準審議会会計基準編纂書810「連結」を適用し、この会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月11日

株式会社小松製作所
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 勉 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 袖川兼輔 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡野隆樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社小松製作所の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結純資産計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表の注記事項1参照）に準拠して、株式会社小松製作所及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。